

卒業論文
「動物実験を取り巻く日本の環境」
～動物実験の削減に向けて～

明治大学経営学部会計学科

4年1組37番

学籍番号 1720041048

論文執筆者 遊佐 愛

目次

はじめに

第一章 動物実験とは

第二章 動物実験に代わる代替法

第一節 代替法について

第二節 代替法の有効性

第三章 日本と海外の違い

第一節 イギリスにおける動物保護

第二節 日本における動物愛護

第四章 動物実験の削減に向けて

第一節 日本における動物実験規制

第二節 動物実験をとりまく日本の環境

第三節 動物実験の削減に向けて

結論

はじめに

動物実験は、化粧品や薬品、食品添加物など、あらゆる物質の安全性を確かめるために行われている。科学の研究とともに行われるようになった動物実験は、その発達に大きく貢献してきた。しかし近年、今まで当たり前に行われてきた動物実験は動物愛護団体などにより問題視されている。その最も大きな理由は、動物実験は罪のない動物の命を犠牲にするものであり、動物愛護の精神に反するものであるからである。

動物愛護団体の広報では、悲惨な動物実験を一方的に公表しているため、多くの読者はその実態に心を痛め、動物実験をやめさせたいと思うであろう。しかし動物実験の恩恵を受けているのは私たち人間であり、もし動物実験が直ちに廃止されたとしたなら、今後の科学の発展に大きな支障をきたしてしまう。

動物実験が問題視される理由には、動物実験のデータが、必ずしも人間に当てはまらないという理由もある。動物実験で安全性が確認されたにも関わらず、人体には有害な物質であったケースも多く、医薬品による人間が死亡してしまうというケースも過去にはあった。

この論文では、動物実験の流れ、動物実験に代わる代替法について、代替法の有効性を簡単に説明した上で、動物保護推進国であるイギリスの歴史的背景、日本における動物愛護、現在の日本における動物実験規制、動物実験を取り巻く環境、こうした事象をふまえ、動物実験の削減に向けて日本はどうすべきなのかを述べる。

第一章 動物実験とは

動物実験とは、ヒトに対して危険が生じる可能性のある化学物質や機器を、ヒトに適用する前に動物に対してこれを用いて試すことで、医学の発展のため、一部は公衆衛生に資するために、必要なものとして止むを得ず実施するものである¹。化学物質に関しては、人間に用いる前に動物で試す、という概念よりも、本来生物にとって有害である化学物質をどの程度薄めれば人間に用いることができるか、という方が合っていると思う。

動物実験は大きく分けて3つに分類される。

1、医薬品や新しい化学物質の毒性を調べる実験

「皮膚刺激性試験」

ウサギやモルモット、マウスなどの背中を剃り、そこへ3日～2週間程度試験薬を塗りつづけ、化学物質が皮膚にもたらす影響をしらべる。

「眼刺激性試験」

頭だけが出る拘束機に入れられ、まぶたをクリップで固定したウサギの目に試験薬を点眼し、刺激性を調べる。ウサギは涙が流れにくく、他の動物のように激しく鳴くことがないためこの実験方法によく使われるが、世界的に批判も多く、信頼性が低い実験方法である。

医薬品会社、化粧品会社などで行われるこれらの実験は、動物の犠牲数が最も多い分野である。

2、医科学研究における実験

ストレス耐性など生体機能の研究や新しい医療技術開発のための実験で、種類が最も多い分野。

研究者の好奇心の元に行われる実験も存在している。

3、解剖実習、医学生の実習

小学校や中学校などで、カエルやフナの解剖実習は一般的に行われている。また、次の二つの例はアメリカの大学や病院で行われていたことである。犬に様々な一般薬を静脈に注入し、体内器官がどのように反応するかを観察し、その後犬は安楽死させられる。看護師や他の医療関係者に、猫やフェレットを実験体にして呼吸用チューブの挿入を練習させる。

¹ Wikipedia「動物実験」

①動物実験の流れ

まず、動物実験の大まかな流れ、動物の飼育環境などについて説明する。

実験動物には、実験用のマウスやラットの他にも、イヌ、ネコ、ウサギ、サル、ヤギなど、様々な動物が対象になる。実験動物として主に使用されるのはマウス、ラット、ウサギが一般的に多い。

動物実験の実態というのは、一般的に公開されない。なぜなら研究室内では、研究者自身も目を背けたくなるような動物の姿や死があるからである。私たち消費者がスーパーで手軽に買える食料も、もとをたどればそこには動物の死が存在するが、その実態が公開されることはあまりないことから考えると、動物実験が非公開であることも普通のことであると考えられる。

以下の動物実験についての説明は、製薬会社で実際に動物実験を行っている研究員、大上泰弘さんの著書からの引用である。

「動物実験するにあたって、まず動物を購入するところから始まる。日本には実験動物を繁殖させ、販売する業者がある。そして購入した実験動物は動物飼育室で実験までの間飼育されることになるが、ここでの飼育は専門の飼育業者が行う。というのも、実験従事者が飼育に従事する時間はないからだ。実験者が実験作業以外で動物に接する時間はほとんどない。またこれは個人的な考えだが、もし実験関係者が繁殖や飼育に従事した場合、動物に対する愛着が生じる可能性があるからである。実験動物に愛着を持たないようにするという態度は、動物実験の科学性を確保するために必要である。

飼育室内の動物は飼育かごの中で、自由な運動が制限されている。運動能力が発達すると、逃げ出してしまった際に捕まえられなくなるおそれがあるからである。健康管理のために床敷き、水と餌は定期的に交換されている。動物飼育室に人間が入る際は、履物を換え、手を洗い、滅菌処理された衣服、マスクと帽子を着用し、エアシャワーを経てようやく飼育室に入ることができる。実験動物はきれいに管理された条件下で飼育されないと、実験データのばらつきが大きくなり、詳細な科学的理論ができなくなる可能性があるからだ。

そして実験動物に麻酔を施し、実験が行われる。動物に手術を施し、ヒトの病態モデルが行われることも多い。例えば女性の閉経に伴う病態のモデルとして、雌動物に卵巣摘出手術を行う。手術は簡単であるが、手術しなくてはならない個体数は多い。実験によっては100匹程度に対して手術を実施することもある。そんな場合実験者は次第に疲れてきて手術がいい加減になりがちだが、実験データのことを考え、慎重な手術を行うように心がけている。

薬物の効果測定の際には、病態の改善度を組織ごとに分析するために解剖（＝動物を化学的に殺すこと）を行う。殺し方としては安楽死が選択され、例えば麻酔下の全採血、致死量の薬剤投与、断頭、頸椎脱臼が行われる。断頭は最も残酷に見えるし、頸椎脱臼は実施の際に脱臼の感覚が伝わり気持ちが悪くなる。この気持ち悪さのために力を緩めたりす

ると、安楽死を実現できない。安楽死の技術を習得するために、健全なる動物を殺すことも行われている。

実験により取り出された内臓などのサンプル部分以外は、一度ビニール袋に入れられ冷凍庫に保管され、まとめて焼却処分される²。」

動物実験従事者のイメージは、冷徹な者とされている。しかし筆者はこの本を読み、実験従事者の耐え難いほどの心の葛藤を知った。彼らは動物を殺すという精神的苦痛から逃れるための術を次第に身に付け、精神的苦痛に慣れざるをえないのである。

②動物愛護団体が指摘する悲惨な動物実験

次に、動物愛護団体の立ち入り調査で明らかとなった、動物実験の実態についていくつか紹介する。

・無駄に動物が犠牲となった実験

ケント州の研究所では、既に人間に対しての臨床試験が行われている偏頭痛の新薬の効果や副作用を、既に使用されている偏頭痛薬と比較するため、ラットやイヌを使った実験を行った。麻酔をかけられ試験薬を注入されたイヌの脳の神経に電気神経を与え、心臓と血管への影響が観察される。しかし偏頭痛は現在わかっている限り、人間にしか発生しない³。

・精神的、肉体的苦痛を与える実験

麻酔なしでの実験も行われている。急性毒性試験で毒物を飲まされるイヌ、心理的ストレス状態を引き起こすために足を繰り返しハンマーで打ち砕かれたイヌ⁴。

また猫は神経系の研究で使われることが多く、脳に電極を埋め込み、人為的に様々な情動(快・不快・怒り・恐怖など)を与え、その観察期間は数ヶ月～2年に及ぶものもある⁵。

動物愛護団体が批判する、残虐で人間との関係性を見出せない動物実験には、医学的研究のための実験が多い。こういった研究にはマウスやラットではなく、より人間に近い高等動物のサルやイヌ、ネコ（おそらく実験動物業者によって捕まえられた野良）が多いことも批判に関係していると思う。確かに身近な動物が悲惨な動物実験の犠牲になっていることを知ったときのショックは大きかった。しかし実験動物がマウスであれイヌであれ、このような実験の問題点は研究者の知的好奇心のための実験も数多く存在していることだ。

² 大上康弘『動物実験の生命倫理 個体倫理から分子倫理へ』2005年、pp.36-45.

³ JAVA(動物実験の廃止を求める会)HP <http://www.java-animal.org/>

⁴ JAVA(動物実験の廃止を求める会)チラシ

⁵ 動物実験廃止・全国ネットワークHP <http://www.ava-net.net/index.html>

第二章 動物実験に代わる代替法

1959年、イギリスの研究者により3Rが提唱された。

* 3Rとは

Replacement (代替) 意識・感覚のない低位の動物種、試験管内実験への代替、重複実験の排除。

Reduction (削減) 使用動物数の削減、科学的に必要な最小の動物数使用。

Refinement (改善) 苦痛軽減、安楽死措置、飼育環境改善など

動物実験の実施において3Rは非常に重要視されていて、Replacement (代替法) は非常に画期的なものとして、研究が進んでいる。日本でも1991年から、動物実験代替法の研究に対し、科学技術庁からわずかながらも助成金を受けることができる。

第一節 代替法について

代替法とは、動物を使わない安全性試験、または研究方法である。

まず、3項目の動物実験の分類1、「医薬品や新しい化学物質の毒性を調べる実験」に関する代替法について紹介する。このような安全性試験に関する代替法は人の培養細胞を用いる方法が多く、現在世界中の各研究機関や薬品・化粧品メーカーなどで開発されているためどのくらいの方法があるのかは不明だが、既に安全性が保障されている5つの代表的な方法を紹介する。

- アイテックス ソラマメから抽出したたんぱく質から作った試験試薬を用いる方法。
目薬などの試験にはウサギが用いられていたが、その代替法である。1986年に開発され、アメリカのFDA (食料医薬品局) によって有効性が確認済み。
- スキンテックス カボチャの皮から抽出したたんぱく質を用いた方法。
人間の皮膚と同じような反応を示す性質を利用した皮膚刺激性実験。
- コロジテックス コラーゲンからつくった人工皮膚で腐食性の測定ができる方法。
アメリカDOT (運輸省) の認可済み。
- フレイム法 人の培養細胞に試験物質を加え、24時間後にタンパク質に着色する性質の液を入れる。健康な細胞ほど多くのタンパク質を含んでいるため、毒性が弱いほど強く着色して鮮やかな青色になる。
1988年にイギリスの医学動物実験代替法基金 (FRAME) によって開発された。
- NR法 原理はフレイム法と同じで、人の角質生成細胞 (ケラチノイド) を使う。
1985年にロックフェラー大学が大手化粧品メーカー “レブロン” の後援

で開発したもので、フレイム法とは反応後の試験薬の色が異なる。
海外では多くの化粧品メーカーがNR法を採用している。

代替法という人の培養細胞を用いる方法が一般的だが、アイテックス、スキんテックスのように植物から抽出したたんぱく質も、安全性テストに有効であることが判明している。また日本では、厚生省が認可している化粧品成分は5000種類以上もあり、長年にわたり使用されて安全性が証明されてきた成分の組み合わせによって製品を作るのであれば、動物実験は必要ないのだ⁶。

次に、3、「解剖実習、医学生の実習」における代替法について紹介する。欧米では、コンピューターを利用した教育プログラムの開発が発達しており、多くの医学部、獣医学部などで既に実用化されている⁷。

日本の獣医大学でも、実習には可能な限りビデオや模型が使われている。

このように安全性試験に関する代替法が科学技術の発達により可能となったのに対し、医学研究における代替法はコンピューター技術の発達により可能となった。

医学研究における動物実験の代替法は私が調べた限りではまだないと思われる。この手の動物実験は、研究が医学的に役に立つかどうかというよりも、動物を使ってまだ誰も発見したことのない、未知の分野を研究しようとするものだからである。確かに科学の発展に貢献することもあるかもしれないが、研究者の好奇心を満たすためだけの実験が多いという問題や、罪のない動物を殺すという倫理的な問題が生じる。全国的に批判を受けている動物実験には、第一章で示したとおり医学的研究のための動物実験が圧倒的に多いのだ。動物と人間の根本的な違い、動物を殺すという倫理的問題が重視され、この手の動物実験が減ること、もしくは動物の命を犠牲にせずに科学的研究に貢献する画期的な方法が開発されることを願うしかない。

⁶ 地球生物会議 ALIVE HP <http://www.alive-net.net/aboutus/index.html>

⁷ AVA-net(動物実験廃止・全国ネットワーク)HP <http://www.ava-net.net/index.html>

第二節 代替法の有効性

欧米で代替法を積極的に用いるべきだと主張されている理由は、もちろん動物の命を犠牲にすべきではないという倫理的側面が大きい。それに加え代替法には、より人間が使用した場合に近い試験結果がもたらされるというメリットがある。そもそも動物実験はデータのばらつきを好まないため、実験動物は滅菌された飼育室の中で人工的に繁殖され、運動すら制限されている。このように動物本来の生活を営んでいない、単一化された純系の動物が、人種も年齢も様々な人間のモデルには不適切だという意見もある。

また動物と人間は、器官の構造が違う。また同じ毒物に対する代謝機能や寿命も違えば、動物による実験結果はそのまま人間に当てはまらない。先に述べたウサギを使用した目刺激性試験（ドレイズテスト）だが、人間とウサギでは、まぶたや角膜の構造、涙の量が異なるため人間への毒性を予測するには信用できないものである⁸。さらに人間は目に異物が入ると涙を流して目を守ろうとする機能を持つが、ウサギは涙を流すことができない。よってウサギから得た実験結果は、人間に有効であるとは言い難い。

また代替法には、動物を扱うよりもコストがかからないというメリットがある。動物実験を行う際には、動物の購入や飼育にコストがかかる。

解剖などの教育における動物実験は既知の事実を再確認するためのものが多い。そのためコンピューターなどを利用した代替法は、生きた動物を犠牲にすることなく学生に効果的に実習と同じ、もしくはそれ以上の知識を提供することができる。それ以上というのは、犬や猫などの動物と人間の体の構造は大きく異なり、犬のそれを目で確認しても実際の患者とは違うからである。また、代替法を用いることにより、学生は技術を習得するまで何度も繰り返し練習することができるというメリットもある。模型といっても、アメリカの獣医学における模型には注射器を押す圧力まで習得できるものも存在する。

一方で動物実験を支持する側は、医学生、獣医学生に自分がこれからなろうとしている職業がどのようなものかを自覚させることができると反論している。筆者も、やはりすべてがバーチャル教育では、教育のレベルも医学・獣医学のレベルも下がってしまうと思う。従来の動物実験と併用させることで、代替教育も効果を発揮すると思う。

⁸ JAVA コスメガイド Vol.3

第三章 日本と海外の違い

これまでの章で述べたように、日本ではまだ代替法は定着していないが、欧米では動物実験から代替法への移行は進んでいる。イギリスは1998年に、化粧品における動物実験は廃止された。2002年のEU議会では、2009年までにEU全域における化粧品の動物実験禁止という案が決議された⁹。このように欧米では個人個人の動物愛護に対する意識が高い。この違いは、どういった理由から生じたものなのだろうか。

その前にこの章では「動物保護」と「動物愛護」という言葉を使い分けているため、まず筆者が捉える両者の違いについて説明する。「動物保護」は人間より弱い立場である動物を、虐待、苦痛、死、などから守ることを示す。一方で「動物愛護」は動物を人間と対等の生物と見なし、その生命を慈しみ愛情を持って接することである。

第一節 イギリスにおける動物保護

イギリスやアメリカで動物実験反対の動きが盛んな理由は、動物愛護が盛んなことに由来するだろう。イギリスやアメリカには「アニマルポリス」という、動物に対する虐待や密猟を摘発したり、動物のレスキューをしたりする職業がある。特にイギリスの人々はアニマルポリス（イギリスではインスペクターという名称）になることに誇りを持っている人が多く、20人程度の採用募集にも関わらず毎年2000人もの応募があるそうだ¹⁰。

アニマルポリスとは警察ではなく動物保護団体に近いものであるため、基本的に動物虐待者に対する逮捕権はない。犯罪者に対しては、密猟や動物虐待を法律に基づき告訴することがアニマルポリスの任務である。一方でアメリカのアニマルポリスは州によっては逮捕権がある職種まである。しかし逮捕権を持つ職種は各州に1~3名ほどしかおらず、ほとんどは地域の警察と連携し、摘発のみを行う。

このようにイギリスやアメリカには動物保護団体だけでなく、動物保護法を取り締まっている専門機関があるため日本のように法律があるだけでなく、動物保護が推進されやすい。

次に、動物実験に対して特に関心の高いイギリスの動物保護推進の歴史的背景について述べる。

イギリスでも、昔から動物保護の意識が高かったわけではなく、動物が「命あるもの」ではなく人間の「道具」あるいは「物」と見なされていた時代が長く続いた。

「旧約聖書には「生めよ。ふえよ。地を満たせ。地を従えよ。海の魚、空の鳥、地を這うすべての生き物を支配せよ。」と神が人間に命じたという記述がある。この記述の解釈は

⁹ 野上ふさ子『新・動物実験を考える』三一書房、2003年、p.47

¹⁰ 日本にアニマルポリスを誕生させよう (<http://www.animalpolice.net/>) 2007/11/18

色々議論もあるが、長い間、すべての動植物を人間が、人間のために、自由に利用することができる根拠と解されていた。こうして、人間に食糧を与えるための「物」、荷車を牽くための「道具」として、動物は利用されていたのである。また、動物が気晴らしのための「道具」として利用されていたことも、「牛いじめ」という血生臭い競技に対する熱狂振りを見れば明らかだ。(中略)

このような人間と動物の関係性に変化があらわれるのは、産業革命真っ只中の18世紀末のことである。それはまず、この「牛いじめ」に対する批判という形で表れた。1800年、スコットランド人の庶民院議員ウィリアム・パルテニー(William Pulteney)が、続く1802年には庶民院議員ジャン・デント(John Dent)が庶民院に牛いじめを禁止する法案を提出した。これら法案は成立をみなかったが、立て続けに提出された背景には、18世紀末に労働者階級の娯楽へと様変わりした牛いじめから、労働者たちを引き離すという目論見があった。というのも、牛いじめは、耐久性のある牛が死亡するまでの長い時間を要するものであり、また、賭博と飲酒を伴う。時間的な面からも、また、勤勉な労働者確保の面からも産業革命期の労働形態に適さなかったのである。

もともと、これが法案が提出された直接的な理由ではあるが、上述のように、すでに上層階級及び中産階級が牛いじめから手を引いていたことは看過できない。つまり、牛いじめ禁止の訴えは、上流階級及び中産階級における動物観の変容が、具体的な形となって表れた最初のものとも見ることができる¹¹。」

ではなぜ上層階級及び中産階級は牛いじめから手を引いたのだろうか。

一つは科学の急速な発展である。今までのイギリスでは、人間が絶対的な支配権をもつという、人間中心的思想であった。しかし比較解剖学が、人と動物の類似性を明らかにし、さらに18世紀に入るとダーウィンの進化論などにより、人間が動物の延長線上に位置づけられることが判明した。

もう一つが産業革命に伴う自然の消滅や自然との隔離に対する人々の不安である。丁度この頃、人々は自然に思いを馳せるようになり、ロマン主義の絵画が多く描かれるようになった。その時はじめて動物は、虐待しても良い人間の「物」から、最も身近な「自然」として人間が保護すべき存在と認識されるようになったのである。

ここまでではまだ、イギリス人の動物に対する認識が変わっただけで、特別に動物実験反対の意識が高い理由にはつながらない。そもそもイギリスで動物実験が本格的に行われるようになったのは大陸に比べ遅く、1860年代以降である。一方で隣国フランスでは無麻酔での動物実験や生体解剖がさかんに行われていて、その報道などを通じてイギリス人の動物実験に対する嫌悪感は募っていた。新聞などによるこれらの報道は国民感情に大きな影響を与えていて、動物愛護団体の活動も活発化した。世界で初めて動物保護団体ができたのも動物虐待禁止法ができたのも1820年代のことであり、イギリスは動物実験に関して、その他動物の権利に関して、イギリスは常に先を歩んできた。王立動物虐待防止協会(現

¹¹ 城山英明『法の再構築Ⅲ』科学技術の発展と法』東京大学出版会、2007、pp.54-55.

在のアニマルポリス) が設立されたのは 1840 年で、丁度この頃のことである。そして 1874 年、国内で開催された英国医学協会会合で 2 匹の犬の公開生体解剖実験を行ったフランス人生理学者ユージェーヌ・マーニャンと他 3 名は、マーチン法違反で告発された。イギリス人の動物実験に対する嫌悪感はこの事件で山場を迎え、1876 年動物実験に対する 2 つの法案が議会に提出された。その一つが世界で最初の動物実験規制法である、「動物虐待防止法」となった。

この嫌悪感は動物実験が生きた動物を殺すことに対してではなく、実験動物の「痛み」に対してであるという所が大きなポイントである。イギリスでは、麻酔・鎮痛剤の普及を背景に、痛みの抑制に対する欲求が非常に高かった。現在の日本でも、「無痛分娩」で出産というケースをニュースで耳にしたことがあるが、イギリスのビクトリア女王は 1853 年にクロロホルムを用いて無痛分娩をしたという記述がある。このことから痛みの抑制に対する欲求が高いということが伺えるだろう。そしてこの痛みの抑制は、人間にはもちろんのこと、動物という他者にも向けられるようになったのだ¹²。

そうして動物は「虐待しても許される物」から、「保護しなければならない対象」になったのだ。

¹² 城山英明、前掲書、pp.55-56.

第二節 日本における動物愛護

次に、日本における動物愛護の歴史的流れについて述べる。日本では、奈良・平安時代の殺生禁断例や徳川綱吉の犬愛護令など、動物保護に関する規制は古くから見られる。しかし近代以降は、1908年制定の警察犯処罰令や1948年制定の軽犯罪法で、牛馬等の虐待禁止規定があるのみであった。そして日本人の動物虐待が目立つようになり、国内では動物愛護団体が次々と結成されるようになった。そして1965年、23の動物愛護団体が手を組み、「日本動物愛護団体協議会」が結成され、また、日本動物愛護協会が中心となって「動物虐待防止法案」が作成された。これは各党との協議により、動物による人への迷惑防止の目的も加えた、「動物の保護及び管理法案」として修正され、成立が目指されるものの、動物実験や闘牛、闘犬などに対する配慮の声が議員より上がり、国会に提出されることはなかった。

しかし1973年、自由民主党、日本社会党、公明党、民主党の4党共同の議会立法、「動物の保護及び管理に関する法律（＝動物保護管理法）」が全会一致で成立した。動物愛護団体の力だけでは成立しなかった法案を、一体何が成立させたのだろうか。

一つは、第二次大戦後、日本は「動物虐待国」というレッテルが貼られ、日本人の動物虐待は世界的に非難を浴びていた。法案成立は、当時の国際的な捕鯨禁止の動きの影響のため、相互訪問を進めつつあったイギリスの王室外交に問題が生じるのを避けるため¹³、また国際的評価を改善するためであったと思われる。

そしてもう一つは、動物による人の生命・身体の被害が多かったことである。1972年1年間にペットに襲われた事件は2,600件あまり、そのうち死亡または重症の事件は50件もあり、当時の社会的問題となっていた。このようなことから、飼育者の管理責任を明確にする法律が必要だったのである。

このような制定背景からわかることは、動物保護の重要性の認識により、「動物保護管理法」が制定されたのではないということだ。汚名を晴らすため、人間の健康のために制定された法律なのだ。

そして現在、日本にはアニマルポリスのような専門機関はないものの「動物愛護管理法」があり、2005年改正、2006年6月1日より施行された。実験動物に対する規定をまとめると、次のようになる。

- ① 実験動物の健康及び安全の保持
- ② できるかぎり動物を使う方法に代わりうるものを利用すること
- ③ できるかぎり利用される動物の数を少なくすること
- ④ できるだけ苦痛を与えない方法での利用
- ⑤ 安楽死処分の適切な*実施

¹³ 吉田真澄『動物愛護六法 第1版』誠文堂新光社、2003、p.14

(*殺処分の方法には色々な方法があり、特に定められてはいないが、二酸化炭素や麻酔薬の使用が一般的である)

この法律では動物実験はやむを得ないものであると容認し、①実験動物の健康及び安全の保持について、飼育方法や施設の構造など細かく基準が設定されている。動物実験に関しては3Rが提唱されているものの、この法律では「できるかぎり」、「できるだけ」という表現であり、強制力というものは一切ない。法令である「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」にも実験動物の管理、施設、実験の手順などについて細かく基準があるものの、これらを守らなくても、実験実施者や実験動物管理者が罪に問われることはない。

そもそもこの法改正は、ペットブームが広まる一方でペット動物における虐待事件、飼い主の不適正な飼育による迷惑問題などを受け、ペット動物とのより良い関係づくりを進めること及びそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさの実現という社会的な要請に応えるために改正されたものである。1997年と2005年に2回改正されたとは言え、大きく変わったところは動物取扱業の届出制から登録制と義務化されたことである。この法律でいう動物愛護とは、決して動物実験などで動物を利用することを否定するものではなく、動物を利用するからにはその命を大切に扱うことを推進しようとするものなのである。また、実験動物や畜産動物についても触れられてはいるものの、規制の対象としては、これらは含まれていない。よって「動物愛護管理法」は動物実験に関しては理念法にすぎず、動物実験の規制法は薬事法、労働安全衛生法、農薬取締法などで、全く別のものになっている¹⁴。これらの規正法も、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」と同様に細かい基準があるのみである。動物愛護管理法の改正は動物実験廃止への大きな進歩のように捉えている愛護団体もあるが、法律や制度は動物実験を容認しているため、ほとんど進展していない。

しかし動物実験廃止に向かいそうな法改正ではないものの、この法律では、④できるだけ苦痛を与えない方法での利用 に関して精神的・肉体的な苦痛を与えない方法と明記されているため、強制力のない理念法であるにせよ、麻酔なしのような悲惨な動物実験は減ることは期待されるだろう。

また、1997年の法改正時に、「動物保護管理法」から「動物愛護管理法」に名称が変わり、条文中の「保護」の規定も「愛護」に変換された。『その理由は、「保護」は虐待の防止や適正な取扱い、飼養等をその内容としており、「愛護」はそれらを言い表し得るのみならず、……人と動物のより良い関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養ということによりふさわしいと考えられるため』と説明されている(動物愛護管理法令研究会編, 2001, 36項)¹⁵。

ここで、イギリスでの動物とは、「人間に保護されるべく存在」であったことを思い出し

¹⁴ 動物愛護研究会『改正動物愛護管理法』大成出版社、2006、pp.8-165.

¹⁵ 城山英明、前掲書、p.62

ていただきたい。日本で「動物保護」という言葉よりも「動物愛護」という言葉のほうが定着している理由はおそらく、動物は人間に保護されるべき存在なのではなく、かわいがられる存在であるべきだと考えられているからだと思う。日本的考えでは、動物と人間は古くから共存していて、対等であるのだ。これは、自分が今人間であることはたまたまの偶然にすぎず、人間と動物は境界線のない連続的なものであるとする「輪廻転生思想」に由来する。一方でイギリス人的考えでは、旧約聖書の「生めよ。ふえよ。地を満たせ。地を従えよ。海の魚、空の鳥、地を這うすべての生き物を支配せよ。」という記述より、古くから人間が絶対的であったことがわかる。人間よりも弱い動物は人間によって痛みから保護されなければならないと考えられたのだ。イギリスにおいて動物保護に関する法律、制度が発達している大きな理由は、ここにあると思う。

しかし、現在の日本は本当に愛護のほうが適しているのだろうか。動物と人間は共存しているのだろうか。日本にいる多くの動物は、人間の意向によって生きるか死ぬかが決定されてしまう。ペットとして飼われている動物は、人間に捨てられたら犬であれば必ず捕獲されてしまうし、猫などで運よく捕獲されなくても飢えや感染症や交通事故などでほとんど生きていけないのだ。野生動物さえも、有害駆除などで人間に殺されてしまう命もある。よって今の日本の状況は、動物保護のほうが適していると思う。人間と動物は共存しているのではなく、現在の日本は近世のヨーロッパのように人間中心であり、動物は保護されなければ生きていけない状況だからである。

第四章 動物実験の削減に向けて

第一節 日本における動物実験規制

日本にはまず、動物実験に関する規制は一切ない。先進国の中で動物実験に関する規制が一切ないのは、日本のみである。以下の表から、各国には、動物実験を行うにあたって免許や資格、国や州の認可が必要な国も多い。

動物実験の法規制¹⁶

国	実験者	実験施設	実験計画	飼育施設	審査制度	委員会	罰則
イギリス	免許	免許	免許	免許	あり	あり	あり
ドイツ	資格	認可	認可	免許	あり	あり	あり
フランス	免許	認可	認可	免許	あり	あり	あり
アメリカ	なし*	登録	認可	免許	あり**	あり	あり***
オーストラリア (ビクトリア州)	登録	許可	許可	許可	あり	あり	あり
日本	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

*…研修による実験者 **…委員会 ***…資金停止

まず、動物実験をするにあたって必要な、イギリスとフランスの免許について説明する。

イギリスでは、動物実験は国務大臣によって与えられた個人免許、もしくはプロジェクト免許が必要である。個人免許とは、個人が免許に指定された場所において、免許に指定された規制の対象となる実験処置を、免許に指定された動物種に対して行うことを認める免許である。プロジェクト免許とは、免許に記載された研究計画において、免許に指定された場所で、免許に指定された規制の対象となる実験処置を、免許に指定された動物種に行うことを認める免許である。個人免許は 5 年に 1 度再審査が必要で、プロジェクト免許は最長 5 年間有効、更新可能な免許である¹⁷。

フランスでは、動物実験は農務大臣により発行された個人免許を持っている責任者の元でのみ行うことができる。個人免許が承認されるためには動物実験を行う場所、実験に用いられる動物種、実験計画を記述しなければならない。申請者は実験に関連した生物学の最低限の教育と動物実験の訓練を受けていなければならない。さらに外科的手術を行う場合には、特別な訓練が要求される。動物実験における訓練は農務大臣により承認されたも

¹⁶ 動物実験廃止全国ネットワーク (AVA-net) チラシ

¹⁷ 『動物実験に関する諸外国の規制』 <http://www.kamisama-tasukete.com/jikkengaikoku.htm>

のでなければならない¹⁸。

日本の動物実験における問題点というのは、公開義務がなく、密室で行われているところにある。先進各国には審査制度や委員会が存在するが日本にはそれがないため、ひとたび愛護団体による立ち入り調査が行われれば、悲惨な実態が明らかとなるのだ。他の先進国は、動物実験をするにあたっての倫理教育などにも重点を置いているが、日本にはそれはあまりみられない。そのため、国際的な学会などでは実験動物に対する倫理観が考慮されていないため、日本の動物実験がからんだ論文は非常に評価が低い。アジアの他の先進国でも、中国では近年動物保護の意識が高まりつつあり、イギリスやフランスなどのように十分な法規制はないものの、日本よりは進んだ状況にある。

平成 18 年度からは厚生労働省の「動物実験等の実施に関する基本指針」で動物実験委員会を設置し、実験計画の審議を行うことなどが示されているため、近年では審査委員会を設けている研究機関がほとんどである。しかし動物実験委員会の構成は、実施機関の長が次に掲げる者から任命した委員により構成されている¹⁹。

- (1)動物実験に関して優れた識見を有する者
- (2)実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3)その他学識経験を有する者

このような規定のため、実際はすべて内部の関係者からなる、実験計画の通過率 100%の名ばかりのもので機能していないことがほとんどである。

誰でも動物実験が行うことができるという点も、動物実験で犠牲となる命を増やしてしまう要素である。理系の学生にはその専攻によって、卒業論文を書くために動物実験を行う学生も沢山いる。イギリスやドイツ、フランスでは、動物実験に関する免許・資格を持っていない学生が動物実験をすることはできない。理系学生に対して失礼かもしれないが、学生の卒業論文が動物の命を犠牲にしなければならないほど社会に貢献するものばかりだとは思えない。

さらに大学を卒業して教授や研究者となれば、毎年各地で行われる学会で発表するための実験を行わなければならない。おかしなことに、教授や研究者の評価には、その研究の社会的評価というよりも書いた論文の多さ、学会誌や専門誌でどれだけ多く掲載されているかがものをいうそう。また、動物実験で結果を求めようとする研究者たちは、まだ誰もやったことのないことをやって新しい分野のことを発見することにやっきになっていて、その発見が役に立つかどうかは二の次になっているように感じられる。愛護団体が指摘する動物実験に、「実験のための実験」というものがある。つまり、研究者の知的好奇

¹⁸ 『フランスの動物保護と動物実験』 <http://www.med.akita-u.ac.jp/~doubutu/info/French.html>

¹⁹ 厚生労働省HP「厚生労働省の所轄する実験機関における動物実験等の実施に関する指針」
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/doubutsu/0606sisin.html> 2007/12/10 1:21

心を満たすための無意味な実験である。例えば、人間の赤ちゃんが泣いている時に母体の心臓音を録音した音を聞かせると泣き止むということはすでにわかっているが、これが子ザルの場合はどうかという研究のために、子ザルを親ザルから引き離し四肢を固定させ、痛みを与えるという実験²⁰。本来動物実験が容認されている理由は、人間のために役に立つとされているからである。研究者としての知識は増えるかもしれないが、これらの実験結果は人間のためになるものではないだろう。

しかし、もし日本でも実験計画の提出が義務化されそれを審査する外部の機関があれば、このような無意味な実験は激変すると思う。動物実験に関する規制がないために、なにもかも動物実験で結果を求めればよいという気持ちになりやすいのだろう。

また、新規化学物質を含む新製品を開発する場合、安全性に関して十数種における動物実験による試験結果を添付し厚生労働省に承認申請を行わなければならないという規定がある。それは、単回投与毒性試験、複数回投与毒性試験、生殖に及ぼす毒性試験、抗原性試験（皮膚感作試験、光感作試験等）、変異原性試験、ガン原性試験、局所刺激試験（皮膚刺激、粘膜刺激試験等）、吸収・分布・代謝・排泄試験といったもので、これらの実験はその製品が皮膚や内臓に障害を引き起こさないか、発ガン性はないか、子孫に影響を及ぼさないか等を検査するものである²¹。また、薬に関しては薬事法で、臨床実験の前に動物実験で薬の毒性、有効性の試験をしなければならないという規定がある。

現在動物実験を削減するのに有効な代替法は、化粧品や入浴剤などの医薬部外品、洗剤などの家庭品用品を作るメーカー（以下、化粧品メーカーと称す）での動物実験に置き換えることができる。さらに動物実験は実験動物の購入や餌代、施設費などでかなりのコストがかかる一方、代替法を用いれば動物実験をするよりもコストを削減できることはメーカーなども承知である。しかし化粧品メーカーは代替法に移行しない理由は、国の規定にあったのだ。動物愛護管理法で3Rを提唱しているにも関わらず、動物実験をしなければならないとしているのは矛盾している。

²⁰ 動物実験廃止全国ネットワーク（AVA-net）HPより

²¹ 野上ふさ子、前掲書、p.41

第二節 動物実験をとりまく日本の環境

第一節で、新規科学物質を開発し、商品化するには動物実験をしなければならないという国の規定があることを述べた。つまり新規化学物質を使わずに既に使われている化学物質によって製品を作れば、動物実験をする必要はないのだ。動物愛護団体などは動物実験をしている化粧品メーカーを非難しているが、動物実験を推し進めているのは、新しいものや高価なものに飛びつく消費者の贅沢志向である。よって企業が大きな利益をあげるためには新規化学物質の開発が必要である。日本の消費者の贅沢嗜好により、企業は新しいものを開発すればするほど儲かるのだ。また、動物実験で新規科学物質の開発を行うことで企業は国から補助を受けることができる上に、2007年12月6日の自民党税制調査委員会では研究開発費は企業が支払う法人税の控除の対象にするという現行の優遇処置が、2008年度3月末の期限切れ後も延長される方針が固められた。延長期間は今後2年間をめぐりにされている²²。この法人税の優遇税制は中小企業の生産性向上と法人税減税のためであるが、大企業の研究開発に拍車がかかる可能性も考えられる。

それでも動物実験をするには莫大なコストがかかる。日本には動物実験をしていない化粧品メーカーが百数社あるが、これらのメーカーを見ると知名度の低い会社が多い。動物実験をしない会社には、動物実験をしないのではなく、動物実験ができない会社も含まれていると考えられる。一方で動物実験をしている、もしくはしている可能性が高いメーカーは、大企業ばかりである。これらのメーカーにほぼ共通して言えることは、やはり新製品を次々と開発している、TVコマーシャルや広告でおなじみのメーカーである。

スキンケア製品に関しては、動物実験をしているメーカーの製品は動物実験をしていないメーカーの製品に比べ高額な傾向がある。それは動物実験による新規物質開発のコストが反映されてのことであろう。消費者は、値段が高ければそれだけ良い原料が使われていて、肌に良い結果をもたらすと考えるため、高い値段であっても売れると考えられる。私たち消費者の贅沢志向が、動物実験を推し進めている第一の原因なのだ。

一方で動物実験をしていないメーカーの特徴としては、「変わらぬ品質で昔から愛用されている」といううたい文句や、安さに重点を置いて利益をあげているメーカーも多い。現在は新規化学物質の開発の必要がないために動物実験をしていないが、今後その必要があれば動物実験をする可能性があるメーカーもある²³。

イギリスでは1980年代に、消費者による、動物実験を行っている会社の製品ボイコット運動という背景があったため、「動物実験をしていない」製品を選んで購入する消費者が多い。しかし、日本では動物愛護団体の訴えもむなしく、製品を購入する際動物実験をしているかどうかは多くの消費者にとって重要な判断基準ではない。また多くの日本人は動物

²² Yahoo ニュース「自民党税調 企業の研究開発減税を延長の方針」12/7 2:32 配信 毎日新聞社

²³ JAVA コスメガイド Vol.3

実験をすることで安全性を確認できると認識しているため、代替法の知識なしにただ、動物実験をしていないという事実を知っただけでは、その製品の安全性も疑われることになる。また動物実験をしなければならないという規定がある日本では、動物実験をせずに作られた他国の製品を輸入したがる傾向がある。

次に、実験動物の入手方法について説明する。

①実験動物販売業者から

日本には実験動物を販売する業者があり、実験動物産業として既に定着している。実験動物の繁殖は農業（畜産）の一環として見られ、畜産関係の補助金も出ている。しかしこのような民間の施設で繁殖させられた場合、施設費、餌代、人件費などの関係で動物の価格が高くなってしまう。国内よりも安く入手できるため海外の業者から輸入する場合も多いが、それでも実験動物として繁殖させられたビーグル犬の輸入価格は一匹15万円以上と高額である²⁴。

②保健所からの払い下げ

そこで研究者たちが目をつけるのが、保健所で殺処分される予定の動物たちである。公開されてはいないものの、日本では昔から捕獲された犬や飼い主が飼育放棄した犬猫を行政が無料もしくは安く実験動物として「払い下げる」という習慣が続いている²⁵。「払い下げ」とは、官有財産を民間に売り渡す、または無料で提供するという意味である。実際保健所から払い下げられた動物は、伝染病に感染していることも多く、三割方は実験の前に使い物にならないと処分される²⁶。研究者たちは、安く、出来るだけたくさんの実験動物が欲しい。一方で行政から見れば、自分たちに代わって動物たちを処分してくれる。研究者と保健所の利害関係が一致するのだ。

保健所に連れ込まれる動物は、近年はさらに増加傾向にある。動物実験をしようがしまいが、保健所に連れてこられる年間何十万匹の動物は、そのほとんどが殺処分されてしまう。「どうせ殺される動物たちだから」という考えが、これらの動物に対する実験後の扱いをひどいものにしたたり、必要以上であると思われる数の動物を犠牲にしたたりする。

③野生からの捕獲

実験動物の供給ルートは、野生からの捕獲もある。人間に最も近い霊長類は実験動物として狙われやすく、東南アジアや中南米、アフリカの森林から捕獲され、世界中の実験室へと売買されている。多くの霊長類は絶滅に瀕していて、チンパンジーや実験によく用いられるアカゲザルやカニクイザルはワシントン条約に記載されているにもかかわらず、学

²⁴ 野上ふさ子、前掲書、p.20

²⁵ 中野健司『実験動物入門』川島書店、1988、p75

²⁶ 野上ふさ子、前掲書、p.16

術用であれば取引が許されるため、これら霊長類は無制限に実験用として取引されている。

日本では、ニホンザルが有害駆除の対象となっている。捕獲されたニホンザルも、一部は実験用に売買されているという実態がある²⁷。

この3つが、一般的な実験動物の入手方法である。①の実験動物販売業者からの購入は、正当に実験動物を購入しているようにも感じられるが、中には悪質な業者も存在している。昔から、野良犬や放し飼いにされている猫を捕獲し、実験用に売りさばく業者がいるという話がされている。先述の通り、動物愛護管理法では動物取扱業に実験動物販売業者は含まれていないため、地方自治体に登録をすることなく営業することができるのだ。よってさらにひどい例を挙げると、悪質な業者は「飼えなくなった動物引き取ります」などのチラシを撒き、もしくは動物愛護団体を名乗り、ペットを引き取って実際は実験動物として売り払うことだってできるのだ。もちろんそのような営業は詐欺であるから見つければ罰せられるだろう。しかし現行の法律では、こういった問題を事前に防ぐことができないのだ。

②の保健所からの払い下げは、現在はほとんどの自治体が廃止もしくは削減していて、現在払い下げを行っている自治体も北海道の一部の自治体以外は今後払い下げ廃止の予定がある。払い下げ廃止の動きは、1992年2月に東京都が払い下げ全廃の方針を出し、同年4月には神戸市が全国に先駆けて払い下げを廃止することを決定ことから始まった。その後兵庫県や千葉県、埼玉県、茨城県なども削減の方針を打ち出し、2004年までには、北海道、鳥取県、熊本県、岡山県、宮城県以外のすべての自治体で払い下げは廃止された²⁸。これは動物愛護団体の「動物実験の廃止を求める会」（現在は動物実験廃止・全国ネットワーク）の活動の大きな成果である。

1990年10月、同団体は実験動物のことで知らせを受け、ある国立病院へと視察に行った。敷地に入るやいなや犬の鳴き声がし、その方向へ行くとそこにはいくつもの檻があり、それは小さく、床にはすのこも敷かれず金属の棒状になっていた。そこにいる犬たちは明らかに病気と思われ、家庭で愛されているような犬の雰囲気はなかった。その中の一匹は腰に大きな手術の傷口があり、皮膚病で両耳の毛が落ち、おできなのか血や膿がこびりついているのか、所々黒いまだらになっている白い犬がいた。この犬が、今まで世間に知られることのなかった払い下げ制度を世に知らしめた、「実験犬シロ」である。シロは飼い主の事情により東京都の動物管理事務所に持ち込まれ、その数日後に都内の国立療養所村山病院へ1300円で払い下げられた。そして脊髄神経を切断され、その回復を見るための実験手術を受けた。しかし麻酔が覚めても鎮痛剤が打たれるわけでもなく、術後はこの管理の悪い檻のなかに2ヶ月もの間放置されていたのだ。強い傷みとストレスによる皮膚病は悪

²⁷ 野上ふさ子、前掲書、p.21

²⁸ 動物実験廃止全国ネットワークHP <http://www.ava-net.net/action-news/nationwide/H15haraisage.html>
2007/12/13

化し、傷口は化膿している。研究者が術後の経過のために様子を見に来ることもなく、また安楽死処分がされるわけでもなく、ただ自然と死ぬまでここに放置されるのである。

同団体は当時の厚生省に対して動物福祉の強化と動物実験に対する倫理の確立、そしてシロを払い下げた東京都に対しては実験用動物の払い下げを求めた。またテレビや新聞にこのことが報じられると、日本中からシロへの励ましと、病院への講義が殺到した。よって厚生省も東京都も、この申し立てを認めざるを得なくなったのだ。

このように払い下げ制度が廃止されることにより研究機関は大きな打撃を受けるだろう。しかし年間何万もの動物たちが殺処分されているということには変わりがない。そもそも払い下げ制度は、殺処分される運命にある動物たちを科学に役立てるためとして行われてきた。その対象は今やクローンや中絶胎児にも及んでいる。保健所にペットを連れてきた飼い主に払い下げについて伝えられることがなかったように、中絶胎児が実験に使われることが母親に伝えられることはない。③の自然からの捕獲・有害駆除のニホンザルも、殺処分される命を科学に役立てるという点で一緒である。人間の事情によって生きることができない命があまりにも多い時代となってしまった。

こういった動物実験によって確かに科学は発展するかもしれない。しかしこのような研究では常に命の犠牲という倫理の問題が存在するのだ。

また、動物実験の削減に成功した国々の動物愛護団体は、脅しや過激な運動などでメディアに取り上げられることもあり国民の注目を浴びることができた。1976年にはイギリスで動物開放戦線（ALF; Animal Liberation Front）という、動物の権利のためなら放火・盗難・略奪など非合法的な活動も行う過激組織も結成された。一方で日本の動物愛護団体は海外のように過激な運動はしないため、その活動がメディアに取り上げられることはあまりない。

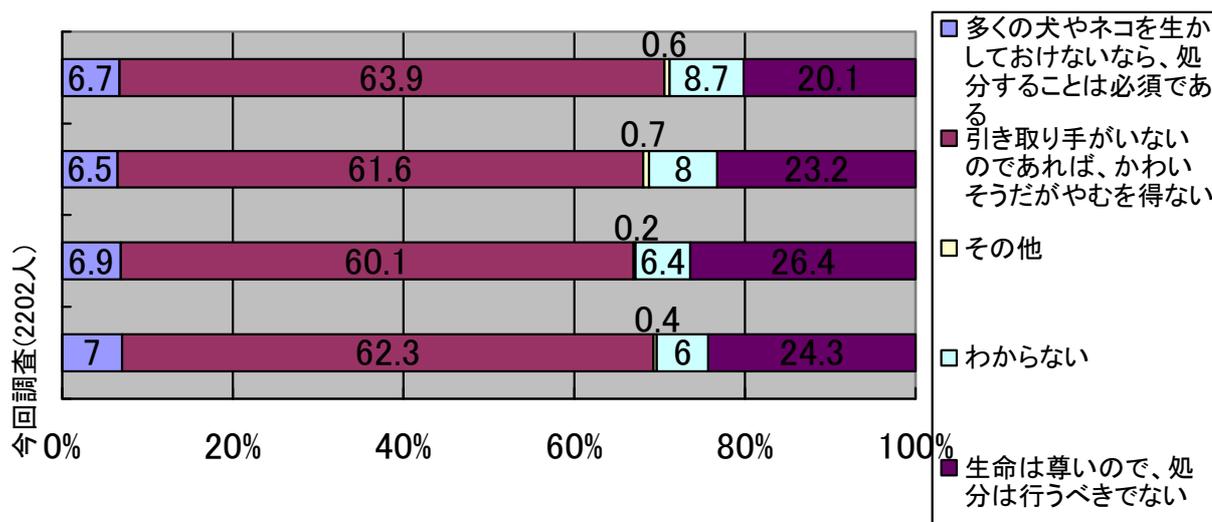
しかし日本で動物実験があまり問題視されない理由は、動物愛護団体が目立ったことをしないからではない。それ以前に、動物の命を大切にしない日本人があまりにも多いのだ。飼い主の身勝手な理由で保険所に連れてこられる動物は後をたたない。民間の動物保護センターの協力も得ながら里親探しができるものの、無事貰われていく動物はほんの一握りである。保管期限は一週間程度（地域によっては3日程度）で、そのほとんどは処分される運命にある。恐ろしいことに、動物たちの命を“処分”するための巨大な機械が存在しているのだ。保管期限が過ぎた動物たちは昇降台に追い込まれ、上にあるガス室へと送られる。ガスの注入から数十分後、遺体は焼却炉に落とされ、焼却されたあとの骨は砂状に細かく砕かれ、事業系の一般廃棄物とされる。この機械によって、愛媛県では年間約8000匹もの動物が殺処分されているのだ²⁹。

日本にどんなに沢山の動物保護センターや動物愛護団体が存在していても、行き場のな

²⁹ 四国新聞社 2002年2月4日掲載記事～死を待つ犬たち～

い動物たちはそこに収まりきらない。日本には、沢山の“動物を捨てる”人間がいるのだ。理由は様々であれ、飼い主としての責任を放棄する罪の重さは同じである。また多くの日本人は、捨てられた動物たちが行政によって殺処分されているという事実を耳にした事実はあるだろう。しかし今の日本では、行き場のない動物たちの殺処分はやむを得ないこととされている。下のグラフは、ペットの安楽死処分に関する 2003 年の世論調査の結果である。

図 20 ペットの安楽死処分



(出所) 内閣府大臣官房政府広報室「月刊世論調査 動物愛護」平成 15 年 12 月号

この日本の現状で動物実験の悲惨さを訴えても、「人間のためになっているのだからやむを得ない」という意見に流されてしまうのも無理はないと思う。

第三節 動物実験の削減に向けて

動物実験削減に向けての大きな鍵を握っているのは、日本の動物実験に関する規定や法律である。新規化学物質に関して動物実験をしなければならないという規定がある以上、化粧品メーカーの動物実験を減らすことはできないだろう。また動物実験に関する規定がない以上、研究者たちの自由な動物実験は続くだろう。

これらの規制が緩く、法律が機能していない理由は、実験動物の倫理の問題以上に、動物実験が科学の発展において必要であると考えられ、優遇されているからである。筆者自身も、科学の発展において動物の犠牲はやむを得ないものだと思っている。しかし実験動物の倫理の問題は、これ以上見て見ぬふりをしてはいけない問題である。日本が他の先進国に比べ動物実験に関する規制も法律も不十分である理由は、この倫理の問題が重要視されていないことに由来する。動物愛護法や厚生労働省の動物実験に関する基本方針で3Rが提唱されていても、具体的な実施策がなければ徹底されるはずがないのだ。

法規制の見直しなど具体的な実施策については、動物愛護団体が政府に交渉するなど活動してはいるものの、政府はなかなか実行しようとはしない。それは日本にとっては、動物実験の問題は現状を変えなければならないほど重要な問題ではなく、それ以上に多くの問題を日本は抱えているからである。動物実験の問題に比べたら燃油高騰や拉致問題や地球温暖化問題などのほうが、国民の関心も高い。動物実験の問題は、「人間が生きるために動物の肉を食べるように、科学の発展のためには動物実験はやむを得ない」という言葉で片付けられてしまいがちである。

しかし動物実験反対の世論が高まれば、政府が重い腰を上げる可能性もある。駅などで、動物愛護団体による公演を偶然聴いたことがあるという知人は、「今までは動物実験なんて意識したことがなかったが、それをきっかけに大変な問題なのだなと考えるようになった」と言っていた。動物実験は私たちの身近な日用品に関わっていることである。実験動物も実験用に繁殖される生命という、一見私たちとは遠い存在のように感じられるが、保健所からの払い下げという実態がある以上、私たちの身近なペットだって実験動物にされてしまう可能性があるのだ。筆者が以前飼っていた猫は、若い夫婦である前の飼い主のお宅に赤ちゃんが生まれ、猫が赤ちゃんを傷つけたら大変だからという理由で譲り受けた猫である。今その理由を考えてみると、なんて勝手な理由なのだと思う。しかも万が一我が家に來ることがなく、他でも飼い主が見つからなかった場合、元の飼い主が保健所や動物管理センターに連れて行き、実験動物として払い下げられてしまう可能性も全くゼロではなかったのかもしれないと考えると、とても恐ろしくなった。

世論を高めるためには、動物愛護団体のもっと積極的な広報活動が必要であると思う。動物実験の問題は、人間の贅沢によっていかに多くの命が犠牲になっているかということ、私たちに知らせることができるだろう。より多くの国民が動物実験の実態を知り、改

善されなければならない問題だと思うことが、第一歩である。そして署名や寄付金などが多くの国民から集まれば、それは動物愛護団体の大きな力となる。さらに動物実験をしていないメーカーの製品を選ぶことや、動物実験について他の人に広めることも私たちにできることである。動物実験をしていないメーカーのリストは、**JAVA** 動物実験の廃止を求める会の **HP** で注文すれば、1000 円以下で安く購入することができる。

このようにして世論がどんなに高まったとしても、本当に 3 R の精神で動物実験が行われるかどうかは、実験従事者にゆだねられている。3 R 徹底の成功例は、獣医大学にある。獣医大学は動物を救いたいと思う学生が多く集うところであるが、ここでも動物の命を犠牲にする動物実験は必須である。苦しんでいる動物を救いたいという思いで獣医師を目指しているのに、実習で多くの動物を苦しめ、殺さなければならない。獣医師をめざす学生は、この葛藤に苦しめられてきた。動物を愛する人々の集まりだからこそ、獣医大学では早くも、3 R が徹底されるようになったのだ。具体的には、解剖や外科手術の実習には他の実習で使った安楽死させた動物を可能な限り使用し、何かの実習で動物を使用する際は、安楽死後臓器の採材を行ない他の実習に用いるなど、使用する動物の削減にも取り組んでいる。またアメリカのタフツ大学では、亡くなった人間を医学生の実習に役立てるシステムのように、亡くなったペットを解剖実習に役立てる寄付プログラムもある。

しかし医学や薬学関係のすべての人たちに動物愛護の精神を呼びかけても、獣医大学のように成功させることは難しい。現に、動物愛護管理法の 3 R は、研究室で意味をなしていない。これは研究者だけに言えることではなく日本人全体に言えることだが、日本は昔のように人間と動物は共存しているのではなく、人間のモノとして扱われている。ほとんどの動物たちの命は、人間に委ねられているからだ。現在の日本は中世のイギリスのように、動物は保護されなければならない存在なのだ。よって動物実験には 3 R の提唱だけでなく、動物実験に関する資格や外部の監査機関、具体的な規制とそれを破った場合の罰則が必要なのだ。

法律や規制、動物実験の倫理に関しては、欧米だけでなく同じアジアの中国よりも遅れている日本であるが、動物実験に代わる代替法推進の動きは日本にもある。1989 年に「日本動物実験代替法学会」という学術研究団体ができ、動物実験の代替法に関わる研究、開発、教育、調査等を推進している。役員は化粧品会社の役員や研究者、大学の医学部・薬学部・獣医学部・歯学部などの教授、(財) 食品薬品安全センター、(独) 農業生物資源研究所などからなり、具代的な事業は学術集会の開催と研究会および講演会等の実施、研究の受託・助成、関連学術団体などとの連絡および協力（国内ではなく海外）などを行っている。2007 年の 8 月には国際動物実験代替法会議を開催し、東京で行われたこの大会は新聞にも取り上げられ、代替法を世間に広める大きな一歩にもなった。

また、日本動物実験代替法学会ができる少し前の1985年には「日本実験動物協会」が設立された。この協会は実験動物産業の健全な振興と実験者の資質向上を目指し、実験動物技術者の研修や資格認定（実験動物技術者1級・2級）や実験動物生産施設の管理・監督を行っている。農林水産省所轄のこのような組織が存在し、機能しているのだから、動物実験をするにあたって免許・資格が必要となったときには柔軟に対応できそうだ。さらに改正された動物愛護法で動物取扱業が地方自治体に登録しなければならなくなったように、実験動物生産・販売業者もこの協会に登録することが義務付けられれば、実験動物産業はより改善されると思う。

動物実験をするにはこのように資格の取得を必要とし、動物実験や実験動物に関する知識のない者は動物実験を行うべきではないと思っていた。しかし医学・獣医学・薬学系の学生数人に動物実験について聞いてみると、動物実験は必要であると考えていることがわかった。実際にその目で見ると学習は、コンピューターなどの代替教育では得ることのできないものがあるという。そういうことであるのなら、理系大学での授業における動物実験はやむを得ないものだと思う。イギリスやフランスのように動物実験をするには免許を必要としなくとも、アメリカのように、資格を有する者の指導の下で行われるのがよいと思う。

しかし初等教育での解剖実習は、本当に必要なのだろうか。動物実験をすることによって、どんな小さな生物にもちゃんと心臓、腸などの内蔵があり、生きていくということが実感できるなどの学習効果が期待できるとされている。しかし動物実験に対しては、生物を殺すことは嫌だけれども実際にこの目で見たいと好奇心を持って実習を行う生徒と、生きた動物を殺すということに対して嫌悪感を抱き、動物実験に対して意義を見出せない生徒がいる。前者に対しては将来どの方面に進むにせよ、初等教育での解剖実習は意義のあるものになると思う。しかし後者に対しては、動物実験は意味のあるものにはならないだろう。私は後者であったが、現在は実際に生物を殺すことなく理科の勉強ができる代替教育が可能なのだから、代替教育をもっと推進すべきだと思う。代替教育とは、第二章代替法で紹介した、ビデオや模型、コンピューターなどを使い、解剖実習と同等の知識を提供できるものである。

アメリカでは1980年代から、州法で代替教育プロジェクトを推進し、一人ひとりの生徒が教育における解剖実験の拒否権を認めている州がある。もし生徒が解剖実験を拒否した場合は、「代替教育プロジェクト」を受けなければならないとの決まりがある。

日本でも代替教育が広まり、生徒一人ひとりが解剖実習をするか代替教育で学習するかを選択することができれば、意味のない動物実験は激減させることができると思う。

結論

動物実験を取り巻く日本の環境は、動物実験に関する法律や規制がないことから、他の先進国に比べほとんど整っていないと言える。動物と人間の関係も変化していて、人間と共存していた存在から、人間が絶対的な力を持っていて、多くの動物は人間に保護されなければ生きていけない存在になってしまった。動物実験に関する法律は理念法であるため、人間が絶対的な力を持つ現在では、動物実験を具体的に規制する法律が必要である。

一方で動物実験の問題は現在の日本にとってはそれほど重要な問題だとされていない。人間が生きるために肉を食べるのと同様に、科学の発展のためには動物の犠牲はやむを得ないという意見で片付けられてしまうからである。

しかし現在行われている動物実験は、本当に科学の発展に役立つものなのだろうか。動物の命を犠牲にしてまで、研究されなければならないことなのだろうか。研究者の知的好奇心を満たすための、非常に多くの意味をなさない動物実験が行われていることは事実である。動物実験は公開義務がないため、学会誌や専門誌に掲載されることがなかった動物実験の失敗例などは、外部に公開されることがない。そのため、重複した内容の動物実験が行われてしまう可能性も十分にある。科学の発展とは言え、動物の犠牲は最小限に抑えられなければならない。

また近年、日本の大学などの動物実験施設の調査、摘発を行う海外の動物愛護活動家が多い³⁰。法律や規制に関しては、日本以外の先進国の中では畜産や動物実験に関して法規制を強める動きが完全に作られているため、今後それらの国からの批判が強まれば、「動物保護管理法」制定時と同様に、外圧による動物実験制度の制定が叶う可能性もあると思う。

しかし外圧による法規制は、形式だけのものになりやすい。動物実験に関する十分な法規制（免許・資格、外部の監査機関など）を実現させるためには、国民の世論が必要である。動物愛護管理法で動物実験に関する3Rを提唱しつつも、別の法律や規制で動物実験を義務付けている矛盾に異議を唱え、法規制を整えさせることができるのは、私たち国民の力なのだ。動物実験の法規制が整っている欧米は、国民の世論が政府を動かしたのだ。そもそも動物実験は、人間の贅沢志向によって行われる。豊かな生活の裏では弱いものの犠牲が常に生じているということ、動物は人間のモノではなく人間と同じ生命を持っているということを、私たちは自覚しなければならない。

³⁰ 吉田真澄、前掲書、p.112

参考文献

- 野上ふさ子『新・動物実験を考える』三一書房、2003年
- 城山英明『法の再構築[Ⅲ]科学技術の発展と法』東京大学出版会、2007年
- 動物愛護研究会『改正動物愛護管理法』大成出版社、2006年
- 吉田眞澄『動物愛護六法 第1版』誠文堂新光社、2003年
- 動物実験廃止・全国ネットワークHP <http://www.ava-net.net/index.html>
- 大上康弘『動物実験の生命倫理 個体倫理から分子倫理へ』2005年
- 中野健司『実験動物入門』川島書店、1988年
- 地球生物会 ALIVE HP <http://www.alive-net.net/index.html>
- 日本実験動物協会 HP <http://jsla.lin.go.jp/guidance.html>